

応急仮設住宅の建設用地選定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年十二月九日

横山 信一

参議院議長 平田 健二 殿

応急仮設住宅の建設用地選定に関する質問主意書

東日本大震災による津波被害を受けた被災地における仮設住宅の建設用地の確保には困難な課題が多々あった。広い範囲に及んだ津波被害の跡地を除くと、高台で、かつ、広い土地は限られるという地理的条件が建設用地の確保に難しさをもたらしている。当該市町村内に仮設住宅を設置することができず、隣接する他市町村内に建設した被災自治体もある。建設用地の確保について、こうした困難を伴った経験にかんがみ、大規模災害時においては、応急仮設住宅の建設計画策定の際に、県内の他市町村への設置にとどまらず、被災自治体の所在位置によつては、県域を超えた地域への設置も考慮されるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

また、建設用地の確保に関し、都道府県間の調整について国が明確な指針を示しておくべきと考えるが、併せて政府の見解を示されたい。

右質問する。

